

---

小清水町防災拠点型複合庁舎建設  
**基本計画**

---

令和元年 12 月



小清水町

# 基本計画目次

## 第1章 基本計画の目的と位置づけ

1. 基本計画の目的
2. 関連計画との整合
3. 基本計画の位置づけ
4. 一体的整備を図る各施設の概要と課題

## 第2章 防災拠点型複合庁舎建設の基本理念・基本方針

1. 基本理念
2. 基本方針
  - (1) 防災拠点にふさわしい、安全安心な庁舎
  - (2) だれもが利用しやすい庁舎
  - (3) 環境にやさしく、周辺環境と調和した庁舎
  - (4) 機能性・経済性・柔軟性を有した庁舎
  - (5) にぎわいのある空間の創出
  - (6) 日常時（平常時）も非日常時（災害時）にも連続的に価値を有した庁舎
3. 求められる主な機能

## 第3章 防災拠点型複合庁舎の規模

1. 防災拠点型複合庁舎の規模の算定基礎
2. 庁舎内機構図
3. 防災拠点型複合庁舎の規模の算定
4. 防災拠点型複合庁舎の建設位置

## 第4章 事業計画

1. 構造計画
2. 設備計画
3. 階構成
4. 概算事業費
5. 財源計画
6. 設計業者の選定方法
7. 建設工事の発注方法
8. 事業スケジュール

# 第1章 基本計画の目的と位置づけ

## 1. 基本計画の目的

現庁舎は、昭和37年に建設されて以来50年以上の間、町の行政の拠点としてその役割を果たしてきました。平成19年には大規模改修を行い、防水工事や窓枠の入れ替え、外壁の塗装に加え、内装の全面改修などによりその機能の維持を図りましたが、平成29年度に行った耐震診断では、大規模地震が発生した場合に倒壊または崩壊する危険性が高いと診断されました。

役場庁舎は、多くの町民の皆さんに行政サービスを提供する機能だけではなく、災害が発生した際には対策本部としての機能を発揮し、応急対策等の業務を維持することで町民の皆さんの安全・安心を守る重要な拠点となるべき施設です。

そのため、平成31年1月に新たな庁舎の建設に向けた基本的な考え方を示す「小清水町防災拠点型複合庁舎建設基本構想」を策定しました。本計画は、基本構想を基に将来にわたり新しい庁舎が果たしていく役割や機能、規模の基本的な考え方及び配置計画などをより明確化にすることを目的に策定します。

## 2. 関連計画との整合

基本計画の策定にあたっては、次に示す関連計画に盛り込まれた方向性や施策との整合を図ります。

### (1) 第5次小清水町総合計画

町の最上位計画として、将来の長期的な展望のもとに町政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針を定めたものです。

新たな庁舎の整備にあたっては、第5次小清水町総合計画（2011年（平成23年）度～2019年（令和元年）度）に掲げためざす将来像を踏まえつつ、現在策定を進めている第6次小清水町総合計画（2020年（令和2年）度～2029年（令和11年）度）におけるまちづくりの推進拠点として、その役割が発揮できる計画とします。

### (2) 小清水町公共施設等総合管理計画

本町の公共施設等の現況を把握し、適正管理に関する基本的な考え方を示すため、2015年（平成27年）3月に策定した計画です。

当該計画においては、防災拠点である役場庁舎と避難所である中央公民館が、現在の耐震基準を満たしておらず脆弱な状態にある現状は問題であり、安全安心な防災拠点の形成に向けて早急な更新を図るべきであり、両施設の改築にあたっては一体的に整備することと定めています。加えて、分散されている機能の一元化として保健センター機能を統合し、利便性の高い中心拠点施設として計画します。

### (3) 小清水町地域防災計画

本町の地域における大規模災害に対処するため、予防対策、応急対策および復旧・復興対策について、北海道や地方行政機関等を含めた総合的かつ計画的な防災対策を定めた計画です。(2016年(平成28年)改正)

新たな庁舎の整備にあたっては、防災・災害復興拠点として位置づけられた庁舎において円滑な諸活動ができるよう、必要機能を備えた計画とします。

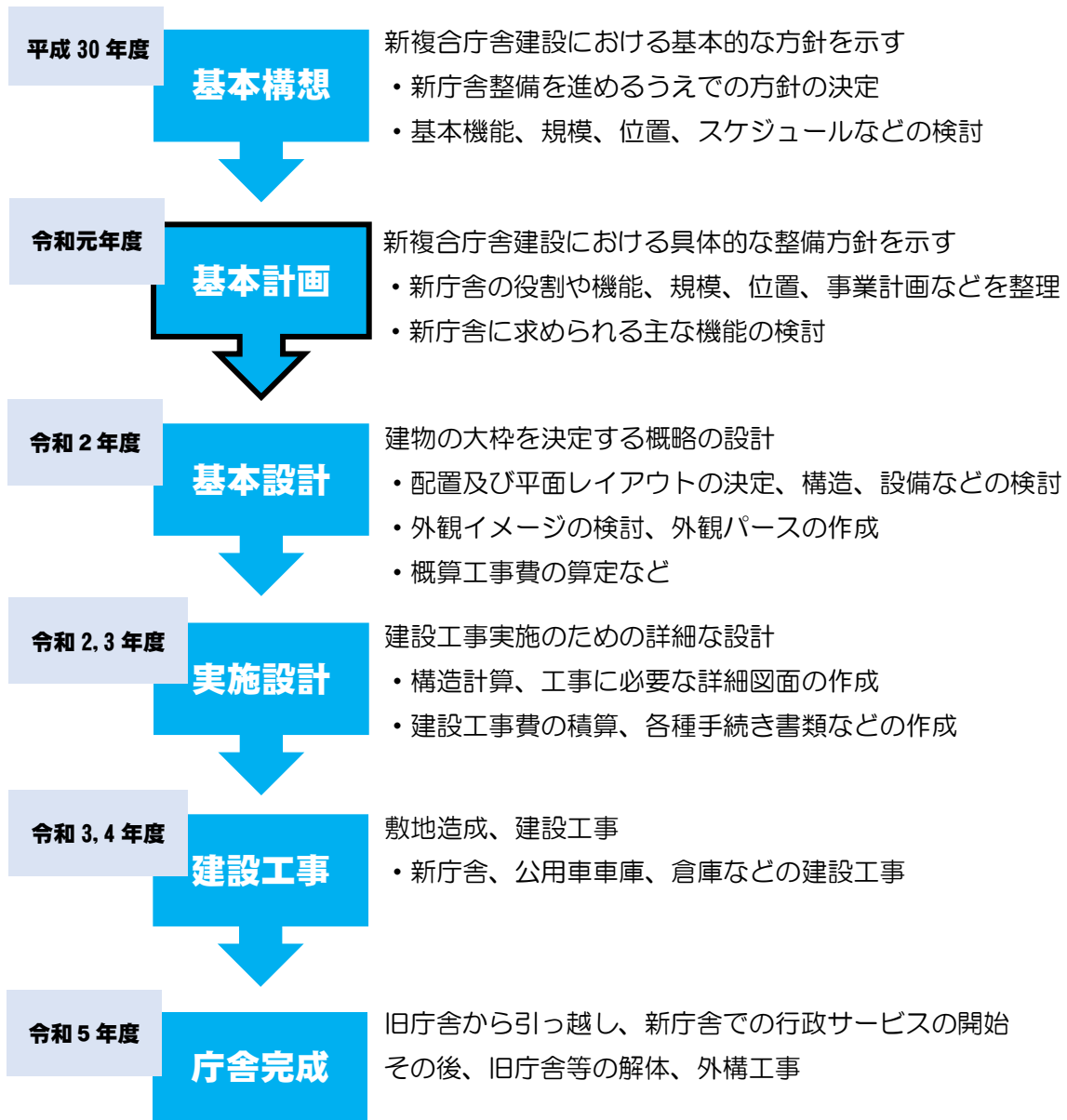
### (4) 小清水町地球温暖化対策実行計画

本町が、率先して地球温暖化対策に取り組み、自ら排出する温室効果ガスの削減を図ることを目的として定めた計画です。

新たな庁舎の整備にあたっては、第3期(2019年(令和元年)度~2023年(令和5年)度)の小清水町の事務・事業における温室効果ガス削減計画に従って、特に地球温暖化への影響が大きい二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出量を最大限抑制するよう、自然エネルギーの活用、コージェネレーション(熱電供給)によるエネルギー供給システムなどの導入を積極的に検討する計画とします。

### 3. 基本計画の位置づけ

この基本計画は、平成 31 年 1 月に策定した「小清水町防災拠点型複合庁舎建設基本構想」を基に、新たな庁舎がどうあるべきか基本方針や必要な機能整備の考え方を示すものであり、今後の基本設計・実施設計の基礎的な条件を整理した計画とします。



#### 4. 一体的整備を図る各施設の概要と課題

##### (1) 各施設の概要

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 名称    | 小清水町役場庁舎                |
| 住所    | 小清水町元町2丁目1番1号           |
| 竣工年   | 昭和37年(1962年)            |
| 総延床面積 | 1,399.01 m <sup>2</sup> |
| 構造種別  | 鉄筋コンクリート造               |
| 構造規模  | 2階建(増築分:プレハブ)           |



|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 名称    | 中央公民館                   |
| 住所    | 小清水町元町2丁目2番11号          |
| 竣工年   | 昭和40年(1965年)            |
| 総延床面積 | 1,083.81 m <sup>2</sup> |
| 構造種別  | 鉄筋コンクリート造               |
| 構造規模  | 2階建                     |



|      |   |
|------|---|
| 名称   | 保健センター(小清水温泉ふれあいセンター内)  |
| 住所   | 小清水町南町1丁目31番10号   |
| 竣工年  | 平成6年(1994年)   |
| 床面積  | 532.83 m <sup>2</sup><br>諸室(390 m <sup>2</sup> )<br>車庫(143 m <sup>2</sup> ) |
| 構造種別 | 鉄筋コンクリート造   |
| 構造規模 | 2階建(1階部分)   |



## (2) 施設の課題

### ① 耐震不足と危機管理面での懸念

平成29年度に実施した耐震診断では、役場庁舎、中央公民館ともに構造耐震判定指標値を大きく下回り、建物全体の老朽化が進行しています。また、災害発生時の電力供給や給排水の確保、災害備蓄品の管理など、防災拠点としての対策が十分ではありません。

現状では、役場庁舎、中央公民館は、地震発生時の防災・災害復興拠点や一時的な避難所としての果たすべき役割が担えない事態が想定されます。

### ■耐震診断結果

現庁舎、中央公民館ともに、昭和56年に施行された現行の耐震基準以前の建築物です。平成29年度に行った耐震診断では、防災拠点とする役場庁舎の目標値となる耐震指標：Is 値 0.9 (0.6×1.5 I類) を大きく下回る結果となりました。

両施設ともに Is 値が 0.3 未満となっているため、地震に対して倒壊する危険性が高いという診断結果を受け、耐震化に向けた対策が急務であると診断されました。

| 耐震指標 | 現庁舎   | 中央公民館 |
|------|-------|-------|
| Is 値 | 0.297 | 0.173 |

(国土交通省告示)

- $0.6 \leq I_s$  地震に対して倒壊または崩壊する危険性が低い
- $0.3 < I_s < 0.6$  地震に対して倒壊または崩壊する危険性がある
- $I_s < 0.3$  地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高い

### ■コンクリート強度の調査結果

前述の耐震診断の結果を受け、耐震補強を検討するためにコンクリート強度の調査を行いました。鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準では、コンクリート強度が  $13.5 \text{ N/mm}^2$  以下の場合、強度不足により耐震補強が困難とされています。

調査の結果、現庁舎は、コンクリート強度の不足により耐震補強が不可能とされ、中央公民館は、基準以上の強度が測定されましたが、施設の経過年数や施工方法、費用などを総合的に判断すると、耐震補強は現実的ではないと判断しました。

| 階層   | 現庁舎                   | 中央公民館                 |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 2階   | $11.7 \text{ N/mm}^2$ | $23.6 \text{ N/mm}^2$ |
| 1階   | $17.8 \text{ N/mm}^2$ | $20.0 \text{ N/mm}^2$ |
| 地下1階 | なし                    | $24.3 \text{ N/mm}^2$ |

②役場庁舎、中央公民館の劣化度調査結果（平成27年度調査）

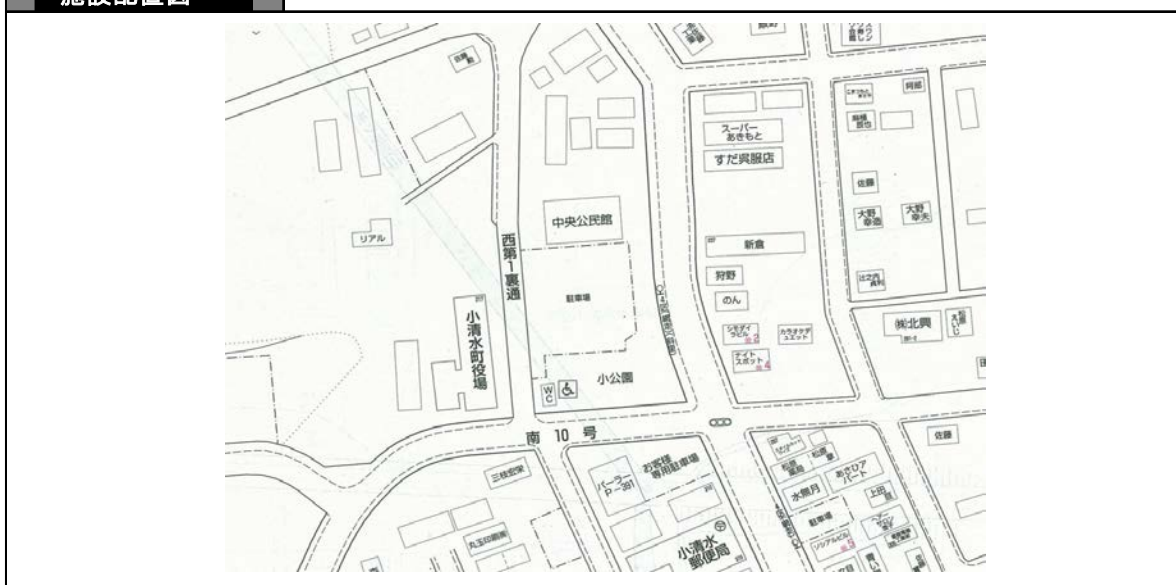
01 役場庁舎

現地調査シート01

| 施設情報   |                              |
|--------|------------------------------|
| 施設名称   | 役場庁舎                         |
| 管財台帳番号 | 0001-001                     |
| 所管課    | 小清水町 総務課                     |
| 所在     | 小清水町 字小清水217-1               |
| 緯度・経度  | 43.85675 ・ 144.462115        |
| 総延べ床面積 | 1,399.01 m <sup>2</sup>      |
| 備考     | 2007年に大規模改修を実施(改修費198,578千円) |

| 棟別情報                   |           |          |   |
|------------------------|-----------|----------|---|
| 棟番号                    | 1         | 2        | 3 |
| 棟名称                    | 本棟        | 分庁舎(増築分) |   |
| 構造                     | 鉄筋コンクリート造 | プレハブ     |   |
| 建築年(西暦)                | 1962年     |          |   |
| 階数                     | 2階建       | 2階建      |   |
| 延べ床面積(m <sup>2</sup> ) | 1,100     | 300      |   |
| 建築面積(m <sup>2</sup> )  | 788       | 215      |   |
| 当時の建設費(千円)             | 22,520    |          |   |
| 共済基準額(千円)              | 347,821   |          |   |
| 耐震基準                   | 不適合       |          |   |
| バリアフリー化                | 未整備       | 未整備      |   |
| 障がい者用トイレ               | 整備済み      | 未整備      |   |
| エレベーター                 | 未整備       | 未整備      |   |
| 入口段差                   | 整備済み      | 未整備      |   |
| 内部段差・開口幅               | 整備済み      | 未整備      |   |
| その他改善箇所                |           |          |   |

施設配置図





| 外部    | 屋根   | 外壁   | 玄関等  | 外部設備  | 他 |
|-------|--|--|--|---|---|
| 構造・仕様 | シート防水、一部金属板  | モルタル、一部サイディング  |  |   |   |
| 改修履歴  | (2007年大規模改修)   | (2007年大規模改修)   | (2007年大規模改修)   | (2007年大規模改修)  |   |
| 劣化度   | 3<br>機能維持に補修が必要  | 3<br>機能維持に補修が必要  | 3<br>機能維持に補修が必要  | 2<br>機能上問題無し  | - |
| 所見    | 部分的に水たまりが有る  | ひび割れがある(躯体仕上げ共)、塗装剥がある   | 職員玄関床にクラックがある  | 現状問題なし  |   |
| 写真①   |   |   |   |   |   |
| 写真②   |  |  |  |  |   |

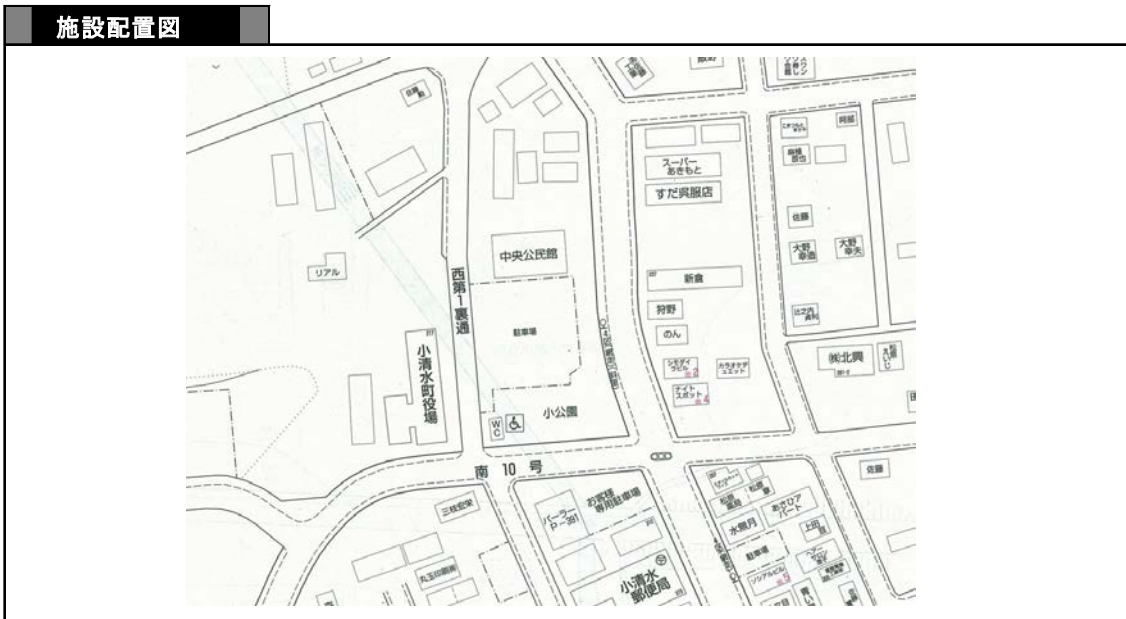
| 内部    | 床・壁・天井  | 建具  | 電気・照明   | 暖房・空調  | 給湯・水道・衛生  |
|-------|---|---|---|--|---|
| 構造・仕様 | 床: 合成樹脂<br>壁: 石膏ボード・塗装<br>天井: 化粧石膏ボード   |   |   | 電気エアコン   | 電気給湯器<br>受水槽無・ポンプ無  |
| 改修履歴  | (2007年大規模改修)  | (2007年大規模改修)  | (2007年大規模改修)  | (2007年大規模改修)   | (2007年大規模改修)  |
| 劣化度   | 2<br>機能上問題無し  | 2<br>機能上問題無し  | 1<br>健全   | 1<br>健全  | 2<br>機能上問題無し  |
| 所見    | 柱にクラックがある(躯体・仕上げ共)  | 現状問題なし  | 現状問題なし  | 現状問題なし   | 現状問題なし  |
| 写真①   |  |  |  |  |  |
| 写真②   |  |  |  |  |  |

## 総括

外壁目視検査でクラックが多数見受けられた。また、柱にもクラックが見受けられたため、内部鉄筋の腐食発生や構造耐力度の著しい低下が考えられる。また役場庁舎は用途上、バリアフリー法の法適合について努力義務があるが、EVの設置がなされていないため、新たに整備することが望ましい。

| 施設情報   |                         |
|--------|-------------------------|
| 施設名称   | 中央公民館                   |
| 管財台帳番号 | 0225-001                |
| 所管課    | 小清水町生涯学習課               |
| 所在     | 小清水町字小清水224             |
| 緯度・経度  | 43.857194 ・ 144.462735  |
| 総延べ床面積 | 1,083.81 m <sup>2</sup> |
| 備考     |                         |

| 棟別情報                   |            |   |   |
|------------------------|------------|---|---|
| 棟番号                    | 1          | 2 | 3 |
| 棟名称                    | 本棟         |   |   |
| 構造                     | 鉄筋コンクリート造  |   |   |
| 建築年(西暦)                | 1965年      |   |   |
| 階数                     | 2階建        |   |   |
| 延べ床面積(m <sup>2</sup> ) | 1,083.81   |   |   |
| 建築面積(m <sup>2</sup> )  | 582.31     |   |   |
| 当時の建設費(千円)             | 40,070     |   |   |
| 共済基準額(千円)              | 298,100    |   |   |
| 耐震基準                   | 不適合        |   |   |
| バリアフリー化                | 未整備        |   |   |
| 障がい者用トイレ               | 未整備        |   |   |
| エレベーター                 | 未整備(EV無し)  |   |   |
| 入口段差                   | 整備済み(スロープ) |   |   |
| 内部段差・開口幅               | 整備済み       |   |   |
| その他改善箇所                |            |   |   |



| 外部    | 屋根   | 外壁   | 玄関等  | 外部設備  | 他 |
|-------|--|--|--|---|---|
| 構造・仕様 | 防水サイディング   | モルタル   |  |   |   |
| 改修履歴  | 2010年<br>屋上防水修繕<br>(2,520千円)   | 2011年<br>外壁等修繕<br>(2,415千円)  |  |   |   |
| 劣化度   | 2<br>機能上問題無し   | 3<br>機能維持に補修が必要  | 2<br>機能上問題無し   | 4<br>機能上問題あり  | - |
| 所見    | 現状問題なし   | ヘアークラック多数。<br>柱基礎部のコンクリート破壊。   | 現状問題なし   | 外構部破壊あり。<br>外階段劣化。  |   |
| 写真①   |   |   |   |   |   |
| 写真②   |  |  |  |  |   |

| 内部    | 床・内壁・天井   | 建具  | 電気・照明   | 暖房・空調  | 給湯・水道・衛生  |
|-------|---|---|---|--|---|
| 構造・仕様 | 床:タイル・畳   |   |   | 温水セントラル暖房<br>一部ファンヒーター   | ガス給湯器<br>受水槽無・ポンプ無  |
| 改修履歴  |   | 2011年<br>ブラインド改修<br>(334千円)   | 2006年<br>電気工作物及び北電変更<br>電気供給改修<br>(1,197千円)   |  |   |
| 劣化度   | 3<br>機能維持に補修が必要   | 3<br>機能維持に補修が必要   | 3<br>機能維持に補修が必要   | 3<br>機能維持に補修が必要  | 4<br>機能上問題あり  |
| 所見    | 壁のクラック(仕上り・躯体共)、天井及び壁の塗装剥げ  | 窓内枠の塗装剥げ  | スイッチの破損あり   | 耐用年数の経過  | バリアフリー対応トイレの設置無し  |
| 写真①   |  |  |  |  |  |
| 写真②   |  |  |  |  |  |

### 総括

外壁目視検査でクラックが多数見受けられた。クラックによる内部鉄筋の腐食発生や構造耐力度低下が考えられる。また公民館は用途上、バリアフリー法の法適合について努力義務があるが、EV及び多目的トイレの設置がなされていないため、新たに整備することが望ましい。暖房設備や電気設備についても今後機能維持のために修繕が必要と考えられる。

### ③ 少子高齢化社会への対応の懸念

役場庁舎、中央公民館にはエレベーターがなく、階段の急な勾配、床の段差など、小さな子供やお年寄り、障がいのある方への対応は不十分な施設です。



### ④ 役場庁舎の狭あい、高度情報化対応への懸念

建設課、産業課、教育委員会は庁舎内に十分なスペースを確保することができないため、平成2年に増築したプレハブ庁舎を利用していますが、30年を経過しようとしています。また、災害備蓄品や長期保存が必要な書類も保管スペースを確保できず庁舎外の施設で保管するなど、管理体制の見直しが必要な状況です。

さらに、急速に進む高度情報化に対応するための電子機器やシステムの拡充、ネットワークの多様化などにより、狭あいな執務スペースの深刻さは増しています。



⑤ 安全管理への懸念

現庁舎の東側には町道があり、中央公民館と駐車場を兼ねているため、来庁者は道路横断を余儀なくされています。庁舎横に身障者用駐車場を整備していますが、風雨、降雪に対する対応は十分とは言えない状況です。



## 第2章 防災拠点型複合庁舎建設の基本理念・基本方針

### 1. 基本理念

将来にわたって町の活力を維持するには、人が集い、人と人との交流が生まれる「にぎわい」がその源になると考えます。

新たな庁舎は、単に耐震性能と防災機能を備え、中央公民館や保健センター機能を複合化した行政サービスを提供する役場庁舎ではなく、ちょっとした特別な空間が日常の中であって、そこで自分らしいライフスタイルを見つけられるような、町民の皆さんが親しみを持っていつも気軽に訪れる「にぎわいを創出する空間」のある中心拠点として整備をめざします。

そこには、普段から使用せずにしてしまっている防災用品より、日常時にも利用でき、非常時にも役立つ設備やモノ、アイデアの導入といった、平常時や災害時という社会の状態（フェーズ）を取り払い（フリー）、“いつも”のことが“もしも”の時に役立ち、価値あるものにする「フェーズフリー」の概念を取り入れます。

フェーズフリーとは？

いつも利用しているモノやサービスを、  
もしものときに役立てることができる

- 平常時や災害時などの社会状態に関わらず、いずれの状況下においても、適切な生活の質を確保する上で支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くための施策、およびそれを実現する概念
- 商品やサービスに具現化させることで、平常時のみならず災害時においても有効に活用され、もって社会的脆弱性を解消しようとする考え方。
- 平常時でも災害時でも有効に利用できる商品（プロダクト）、役務（サービス）およびそれらが実現する価値
- バリアフリーが高齢者や障がい者などの要支援者への空間的な自由を提案しているのに対して、フェーズフリーは全ての人への時間的な自由を提案している。

## 2. 基本方針

### (1) 防災拠点にふさわしい、安全安心な庁舎

- 高い耐震安全性能を有し、被災後でも業務が継続できる性能を確保します。
- 災害対策本部としての機能が発揮できる性能を備えるとともに、ライフラインと情報管理機能を維持し、一時的な避難所<sup>※</sup>としての機能を備えることによって「役場に行けばなんとかなる」と思われる庁舎整備をめざします。
- 町が保有する個人情報をはじめ重要な情報を守るため、十分なセキュリティレベルを確保します。

※ 一時的な避難所とは、災害発生時の危険を回避するため一時的に避難する場所、または帰宅が困難な場合に待機する場所のことを言います。その後、生活をする場となるのが「避難所（指定避難所：愛ホール）」になります。

### (2) だれもが利用しやすい庁舎

- ユニバーサルデザインを取り入れ、全ての利用者に配慮します。
- 案内表示の工夫や利用者の動線に配慮した窓口の配置により、短時間で適切なサービスが受けられる庁舎とします。
- 安全で十分な広さのある駐車場のほか、天候や動線に配慮した駐車スペースを確保します。

### (3) 環境にやさしく、周辺環境と調和した庁舎

- 地球環境への影響を最小限に抑えるよう環境負荷低減策について積極的に取り組むこととし、国が推進する環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）やネットゼロエネルギービル（ZEB）の実現をめざした検討をします。
- 自然エネルギーの活用や省エネルギー化の推進などの検討にあたっては、費用対効果を比較検証しながら本町に適した手法を導入し、環境負荷の低減を図ります。
- 建築物の長寿命化、維持管理費用、修繕や更新費用などのライフサイクルコストの縮減に考慮した経済効率の高い庁舎をめざします。
- 周辺環境との調和を図り、中心拠点にふさわしい景観形成をめざします。

### (4) 機能性・経済性・柔軟性を有した庁舎

- 公民館や保健センター機能の複合化によって休眠する施設空間を生まないよう、議場も含めて多目的に利用できる空間の整備を図ります。
- 社会情勢や住民ニーズにより変化する地域環境、組織改革や職員配置の変化などに対応できるよう、将来性と柔軟性を兼ね備えた施設整備を検討します。
- 天井や壁には、設備機器や配管の点検口などを適切に設けることで日常のメンテナンスが容易になる一方、災害発生後の建物・設備の被害状況が掴みやすく、必要な対応策の把握・修繕が容易になる施設整備を検討します。

(5) にぎわいのある空間の創出

- 全ての世代が集う憩いの場を兼ね備えた庁舎をめざし、いつもの日常が特別な毎日に感じる「にぎわい」に満ちた空間を創造します。
- 恵まれた自然環境と調和した緑豊かな小公園など、大人も子どもも一緒に遊び、からだを動かせるような、人と自然が心地よくつながる屋外環境整備を検討します。
- 観光客をはじめとする来訪者も立ち寄り、“ここでしかできない”体験を楽しめる施設整備を検討します。

(6) 日常時も非日常時にも連続的に価値を有した庁舎

- 日常時（平常時）から非日常時（災害時）まで、庁舎に勤務する職員や利用する町民、そのほか全ての町民が、安心して豊かに暮らせるフェーズフリーな施設整備を検討します。
- 平常時に利用する設備や機能が、災害の察知から発生時の対応、復旧復興に至るまで直面する各段階に対応した設備や機能として役立ち、防災拠点施設としての価値をさらに高められる施設整備を検討します。



### 3. 求められる主な機能

#### 1 防災拠点にふさわしい、安全安心な庁舎

##### (1) 耐震性能

- ① あらゆる災害が発生しても、災害対応や復興活動の拠点として必要な機能を維持し、市民の安全と安心を確保する庁舎とします。
- ② 被災後の業務継続を確保し、情報管理が途絶えることがないように最新の防災機能に優れたサーバー室を整備します。

##### (2) 耐震安全性の目標

新庁舎の耐震安全性基準については、国土交通省による「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準じ、災害応急対策活動に必要な官庁施設として備えるべき耐震安全性を確保します。

| 部 位           | 分 類   | 耐 震 安 全 性 の 目 標  |
|---------------|-------|--|
| 構 造 体         | I 類   | 大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。                                  |
|               | II 類  | 大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。                                  |
|               | III 類 | 大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。                                 |
| 建 築 非 構 造 部 材 | A 類   | 大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。 |
|               | B 類   | 大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。                                     |
| 建 築 設 備       | 甲 類   | 大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。                          |
|               | 乙 類   | 大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。   |

- 現在の耐震基準では、震度6強の地震に対して倒壊しないような強度が求められており、防災対策の拠点となる施設であることから、構造体「I 類」、建築非構造

部材「A類」、建築設備「甲類」に相当する性能を持たせる方針とし、十分な耐震安全性を確保します。

- 構造体「I類」という設定により、現在の耐震基準の5割増しの構造強度設計を行います。

### (3) 構造方式の検討

新庁舎における構造方式は、①耐震構造、②制震構造、③免震構造のいずれの工法を採用しても耐震安全性の基準である構造体「I類」を確保できますので、それぞれの長所、短所を検証したうえで工法を決定します。

| 区分                  | 特徴   | 長所  | 短所  |
|---------------------|--|---|---|
| ①耐震構造<br>地震の揺れに耐える  | 地震力に対して構造体そのものの強度で耐える構造。<br>建物の揺れはあっても倒壊しない。 | 一般的な構造であり、コストが安い。<br>長い工期を必要としない。                           | 地震による揺れが大きいため、大きな家具や設備は転倒に備えて固定する必要がある。<br>耐震基準I類とする場合は、柱、梁を大きくする。<br>大地震等災害後の補修費が大きくなる場合がある。 |
| ②制震構造<br>地震の揺れを吸収する | 建物に装着する制震ダンパー等の働きにより、建物の揺れ、衝撃を吸収する構造。        | 免震の構造ほどではないものの建物の揺れが抑えられる。<br>超高層ビルやマンションに適している。            | 制震ダンパーをバランスよく設置するために空間の自由度の制約を受けることがある。<br>免震構造ほどではないもののコストが高い。<br>大地震等災害後に点検費用が必要である。        |
| ③免震構造<br>地震の揺れを受け流す | 建物と地盤の間に、免震装置を設置し、建物の揺れを受け流し、柔らかい揺れへと抑制する構造。 | 最も建物の揺れを抑えることができ、空間利用の制約も生じない。<br>家具等の転倒や散乱を免れるため、業務の復旧が早い。 | 設置にも維持にも大きなコストがかかり、施工の難易度が高く、かつ工期が長くなる。<br>大地震等災害後に点検費用と補修費用が必要である。                           |

#### (4) 防災拠点機能

- ① 電力途絶の際にも72時間は電力を供給できる設備、断水に備えた貯水タンク、非常時の汚水貯留槽の設置など、災害時に必要となる設備・機能を整備し、平常時にも役立つ仕組みを検討します。
- ② 災害対策の意思決定機関である災害対策本部が円滑に機能するために、いかなる時も情報収集や通信手段が確保できる「災害対策本部室」を整備します。この本部室は、平常時には会議室として利用します。
- ③ ライフラインと情報管理機能を維持する防災拠点としての役割を發揮し、突発的な災害発生時には一時的な避難所としての役割を担えるよう、議場や会議室などの広いスペースを有効活用できる整備とします。
- ④ 災害時に必要な資材や物資、消耗品を日常的に管理・保管できるよう、空きスペースをうまく生かした防災備蓄保管場所の確保を検討します。

|  |
|--|
| <b>◆エネルギー供給</b>  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・停電時には、最低72時間（3日間）連続運転が可能な電力供給システムを検討します。</li><li>・平常時にはエネルギー供給によるライフサイクルコストの低減、非常時には冷暖房機能を維持しつつ、炊き出しなどの熱源としても活用できる仕組みの導入を検討します。</li></ul>       |
| <b>◆給排水</b>  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・災害発生時の衛生環境維持のため、貯水タンクや汚水貯留槽などの確保によって停電や断水になっても水洗トイレが使用できるような設備を検討します。</li><li>・平常時には屋外イベントなどで活用でき、非常時には十分な衛生環境を確保できる屋外臨時トイレの整備を検討します。</li></ul> |

#### (5) 防犯・セキュリティ機能

- ① 執務室は職員専用エリアとして位置づけ、来庁者が利用する窓口等とは明確に区分したゾーニングと使いやすい動線を確保した整備とします。
- ② 庁舎内のセキュリティは、重要度に応じたセキュリティレベルを設定し、特に、サーバー室や書庫などの重要な諸室にはICカード等による施錠システムを導入するなど、入退室や情報保護を徹底管理します。
- ③ 職員通用口の入退出管理セキュリティシステムの導入や必要な箇所への防犯カメラの設置など、夜間や休日利用時の庁舎管理機能について検討します。
- ④ にぎわいの空間や公民館機能、保健センター機能が利用者にとって使いやすい施設となるよう、異なる利用時間にも対応できる空間の配置やセキュリティ管理を検討します。

## 2 だれもが利用しやすい庁舎

### (1) ユニバーサルデザイン

- ① 利用する全ての人にやさしい施設とするため、障がいの有無や年齢、性別、人種などにかかわらず、たくさんの人々が利用しやすい製品やサービス・環境をデザインする考え方であるユニバーサルデザインを取り入れていきます。
- ② わかりやすい案内サイン、職員と会話しやすい窓口環境、来庁者のプライバシーに配慮した相談室などにより、適切なサービスの提供をめざします。
- ③ 授乳室、ベビーベッドといった子育て世代が利用しやすい設備、車いすやオストメイトに対応した多目的トイレの設置など、さまざまな来庁者が安心して利用できる庁舎とします。



### (2) 窓口機能

- ① 各種申請や届け出、証明書の発行など利用の多い手続関連窓口を隣接させるなど、来庁者が移動することなく手続を済ませられるワンストップサービスの対応をめざします。
- ② 簡単な手続きを行うためのハイカウンターと、高齢者や身体が不自由な方などが利用しやすいローカウンターなど、受付内容に応じた利用しやすいカウンターを配置します。
- ③ 多言語対応による表示やシステム対応を検討します。



### (3) 執務機能

- ① 背の高いキャビネットの配置や壁による間仕切りを原則行わず、見渡しの良いオープンなフロア構成とします。
- ② 組織の見直しや職員数の変化などに柔軟に対応できる空間レイアウトを基本に、会議室を占有していた繁忙期の事務作業にも対応できるゆとりある空間を確保し、スペース効率の良い設計とします。
- ③ 机のレイアウトを変更せずに「人」「書類」の移動によって配置換えが可能な機能性を検討します。
- ④ 床下に電源や通信ケーブルを収納できるOAフロアを採用し、また、会議などでパソコンやプロジェクターが容易に利用でき、利用者の利便性向上にもつながる庁内無線LANの整備を検討します。
- ⑤ 会議室は、規模や用途に合わせて柔軟に空間を変えることができるよう、必要に応じて可動式間仕切りを採用するなど利用効率の高い整備とします。
- ⑥ 書庫は、文書の管理方法を見直すことで保存文書量を削減し、省スペース化を図るため収蔵能力の高い設備を検討します。
- ⑦ 緊急時対応に必要な最小限の装備（雨具・長靴など）を常時保管できるロッカーの整備など、有効性と効率性を考慮した更衣室の配置を検討します。



### (4) 駐車場

- ① 車椅子利用者や妊婦、障がい者用の駐車場は、庁舎から出入りしやすい位置に適正な台数分を用意し、雨天・降雪時などの利用にも配慮します。
- ② 駐車場は、イベント時などで活用できる多目的エリアとしての整備も検討します。
- ③ 会議やイベントの来客、堆雪スペースを考慮した適切な規模の来庁者用駐車場を確保し、従来のような町道で分断することのない安全性に配慮します。

### 3 環境にやさしく、周辺環境と調和した庁舎

#### (1) 環境負荷の軽減

- ① 費用対効果を見極めながら太陽光発電設備の設置や地中熱利用など、再生可能エネルギーの活用を検討します。
- ② 照明は、LED など省エネ機器の導入や人感センサーによる自動点灯システム、調光システムを必要に応じ採用するとともに、冷暖房設備についても省エネ効果の高い設備の導入を検討します。
- ③ エネルギー使用量の推移データを記録できる「見える化」を行い、適切なエネルギーマネジメントを行える仕組みを検討します。
- ④ 自然採光や自然換気の採り入れに配慮します。
- ⑤ 室内で発生した熱や汚染物質の拡散を抑制し、空調換気量の低減に努めます。
- ⑥ 内装などに使用する材料は、エコマテリアル（優れた特性を持ちながら環境負荷が少なく、人にも優しい材料）の使用を検討します。

#### (2) ライフサイクルコスト<sup>\*</sup>の低減

- ① 柱、梁、床など構造体の高耐久化を図るとともに、屋上の防水や外壁などの管理・修繕が容易に行えるように配慮します。
- ② 内装材、外装材及び防水材は耐久性が高く汚れにくい、修繕や更新が容易な一般普及品などを積極的に採用します。
- ③ 配管、配線、ダクトスペースは、点検や保守などが容易に行えるよう配慮して設置します。
- ④ 冷暖房、電気設備などの系統分けやゾーニングの細分化などにより、執務形態の変更への対応や機器更新時の作業性に配慮します。
- ⑤ 改修や利用変更に対応できる柔軟性を確保するため、費用対効果を見極めながら、可動間仕切壁の採用、床荷重の余裕度設定などを検討します。

<sup>\*</sup> ライフサイクルコストとは、建設費用だけでなく企画・設計・施工、運用、維持管理、補修・改造、解体・廃棄に至るまでに必要なトータルコストのことをいいます。

### (3) 周辺環境との調和

- ① 町の中心拠点の象徴となる施設をめざすものの、華美になりすぎず、威圧的な印象を受けないよう、また、阿寒摩周国立公園、網走国定公園に囲まれた自然豊かな環境と美しい農村景観を損ねない外観に配慮します。
- ② 周辺環境との調和に配慮した植栽などの環境整備を検討します。



## 4 機能性・経済性・柔軟性を有した庁舎

### (1) 議会機能

- ① 議場はフラットな床形状を基本として、傍聴席にゆとりをもち、誰もが出入りしやすいユニバーサルデザインを取り入れた整備とします。また、議席机や椅子、傍聴席の間仕切りなど全て可動式にすることで、議会閉会中は会議室として有効活用できる設備を整備します。
- ② 町民に開かれた議会運営の推進に必要な情報発信機器等や、会議室として利用する際に必要な設備の整備を検討します。
- ③ 議会事務局と議長室は、現庁舎と同様に同一の執務空間の配置を検討するとともに、機能的な議会運営のために議員控え室など関連諸室が隣接する配置にします。
- ④ 事務局執務空間を除く議会関連諸室は、議場と同様に会議室等で有効に活用できるように可動式間仕切りを採用するなど、有効利用を図る機能を検討します。



## (2) 保健センター機能

現在、健康や保健にかかる手続きや相談は保健師等が在席する「役場庁舎」、各種検診や介護予防教室といった事業は「ふれあいセンター」や「愛ホール」で行うなど、機能が分散しています。役場庁舎に保健センター機能を取り込むことで保健サービスの一元化を図り、必要なスペースや機能の共有化と有効活用による無駄のない施設整備をめざします。

- ① 保健師やケアマネージャーなど専門職の配席と相談窓口、プライバシーに配慮した相談室を隣接させるなど、利用者も職員も対応しやすい配置と動線の確保に配慮します。
- ② 保健センターとして固有の機能にこだわらず、にぎわいの創出空間や公民館機能と共有し活かせる空間の整備を検討します。ただし、各種検診会場として対応できるよう、検診の流れに沿った受診者の動線を考え、プライバシーを守る必要がある診察室等は個室を確保するなど、その機能配置について検討します。
- ③ 乳幼児健診などでお子さんと一緒に来庁時に利用できる授乳室やキッズスペースなどの設置を検討します。この機能は、にぎわいのある空間からも利用でき、非常時の一時的な避難所での安心機能として共有化による配置を検討します。
- ④ 検診時のレントゲンバスへの移動に配慮した動線確保を検討します。



## (3) 公民館機能

中央公民館を利用する文化活動は、多目的研修集会施設（愛ホール）を拠点としていただき、葬儀会場としての利用も愛ホールに備わっている機能で対応できることから、その他の利用実績では、自治会や各種団体等の会議での利用が中心となります。

複合化する機能では、会議室の共用を大原則に、自治会や各種団体等が気軽に利用できる配置や使い勝手の良さに配慮した施設づくりをめざします。

- ① 現施設の利用実態を考慮し、自治会や各種団体等が開催する規模に応じられる会議室になるよう、可動式間仕切りの採用などによって利用団体数や人数に柔軟に対応できる設計を検討します。
- ② 夜間・休日の利用に対応できる空間の配置やセキュリティ管理を検討します。



#### (4) 商工会機能

現在の商工会館は昭和42年に建設され、50年以上の経過によって建物の老朽化が進行しています。商工会では、今後の会員の減少や財源問題などを考慮すると建て替えは困難であると判断され、新しい庁舎に商工会事務所併設の要望がありました。

地域商工業者の指導機関として重要な役割を果たす商工会と行政の連携は、中心市街地の活力を維持するためにも欠かせません。

新しい庁舎には、にぎわいのある空間の創出をめざしています。この施設と機能の管理運営を担う事業経営検討の中心的立場に立っていただき、将来にわたり中心市街地に活力をもたらせる機能として事務所の配置を検討します。

### **5 にぎわいのある空間の創出**

新しい庁舎には、子どもから高齢者まで、全ての町民が親しみとワクワク感を抱いて、気軽に訪れることができる「にぎわいのある空間」を創出することを検討しています。

本格的な少子・高齢化社会を迎え、本町においても人口減少とこれに伴う空き店舗等の増加により、人と人の繋がりや中心市街地の活気が弱まりつつあります。この状況を打開するためには、人が集い、人と人との交流が生まれる「にぎわい」のあるコミュニティの再生が必要です。

多世代・多様化している町民の暮らしや、これを支える健康なからだを維持する仕組み、全ての世代が集う憩いの場などを新しい庁舎に取り込むことで、いつもの日常が特別な毎日を感じる「にぎわい」に満ちた空間を創造します。

また、道の駅はなやか小清水や小清水ツーリストセンターの整備により、浜小清水地区を訪れる観光客は大きく増加していますが、中心市街地には立ち寄らず、通過しているのが現状です。これら観光客を含む関係人口の増加を図るとともに、浜小清水地区を訪れる人の足を市街地に向けるため、新庁舎には、独創性と高い魅力がある「にぎわいのある空間」を整備します。

#### (1) にぎわいのある空間

誰もが気軽に立ち寄ることができ、にぎわいの中心となる「自分らしいライフスタイルを見つける空間」をコンセプトとし、住んで良かったまち、住んでみたいまちづくりの実現に向けて、町民の「衣・食・住」環境の質を高め、健康増進サービスと組み合わせることで新しいライフスタイルと生活文化を創出します。

##### ① 多世代・多様化の“健康”コミュニティづくり

子どもから高齢者まで、いつまでも健康で充実した生活と、ゆとりのある暮らしをめざし、健康増進、介護予防などを楽しみながら健康寿命の延伸が図られるプログラム、施設の整備を検討します。

(最新フィットネスクラブ、スタジオ、トレーニングジム、シャワールームなど)

- ② 高齢化、共働き、単身世帯化が進むなかでの新しいライフスタイルの形  
洗濯労働の低減により生まれる自由な時間と、ちょっとした余裕が生まれる施設の整備を検討します。  
(コインランドリー、洗濯代行サービスの検討)
- ③ 老若男女が幅広く集い、交流する憩いの場  
子どもから高齢者まで多世代が集うことができるフリースペースとして、コインランドリーやフィットネスクラブ等の利用や待ち時間を有意義に活用できる憩いの場の整備を検討します。  
(カフェ、グロッサリー：食料雑貨店、ボルダリング、サンドフィットネス、ボールプールなど)
- ④ 交流人口拡大に向けた拠点施設としての位置づけ  
浜小清水地区を訪れる観光客やハイランド小清水 725 等の既存施設利用者にとっても、自然調和のライフスタイルをめざす人々の拠点となる屋外施設整備を検討します。

## (2) 空間づくりのコンセプト

訪れる全ての人々が、いつもの日常が“特別な毎日”に感じることができる普通の行政機関とは趣が異なる空間と、フェーズフリーな社会をめざす取り組みを合わせて検討します。

### ① いつも利用しているモノやサービスを、もしもの時に役立てる仕組み

| 提供サービス      | フェーズフリーの取り組み |                                       |
|-------------|--------------|---------------------------------------|
|             | ハード面         | ソフト面                                  |
| 最新フィットネスクラブ | 災害時の避難スペース   | 健康増進                                  |
| スタジオ        |              | 認知・介護予防                               |
| トレーニングジム    |              | エコノミー症候群の指導                           |
| シャワールーム     | 衛生環境の保持      | 「集い」「繋がり」「互いを知り」、「自助・互助・共助・精神の再生」をめざす |
| コインランドリー    |              |                                       |
| カフェ         | 災害時の炊き出し     |                                       |
| グロッサリー      |              |                                       |

### ② にぎわいのある空間の利用者推計※による必要面積

- ・“健康” コミュニティづくり 280㎡  
(ジム 100㎡、スタジオ 110㎡、更衣室・シャワールーム 70㎡)
- ・コインランドリー、憩いの場 220㎡

※ 利用者推計：フィットネスクラブを全国展開する R 社による推計

- ・令和元年 8 月 1 日現在の小清水町住民台帳登録者数を基にフィットネス利用者数

の限定推計値。

- ・現役場庁舎を起点に半径 5 kmをメイン商圏、半径 5～10 kmをサブ商圏とし、未成年（5 歳～19 歳）、成人（20～64 歳）、高齢者（65 歳以上）数に R 社で保有する年齢構成毎の利用率を乗じたもの。

商圏人口

単位：人

| 小清水町       | 1 km 圏 | 3km 圏 | 5km 圏 | 10km 圏 |
|------------|--------|-------|-------|--------|
| 未成年（5～19歳） | 222    | 341   | 411   | 694    |
| 成人（20～64歳） | 1,047  | 1,555 | 1,869 | 3,249  |
| 高齢者（65歳～）  | 820    | 1,152 | 1,345 | 2,257  |
| 合計         | 2,089  | 3,048 | 3,625 | 6,200  |

想定会員数

単位：人

| 会員種別      | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| フィットネス会員  | 168 | 178 | 200 | 224 | 251 |
| アウトドア会員   | 50  | 46  | 53  | 57  | 65  |
| KIDS スクール | 40  | 40  | 40  | 40  | 40  |
| 合計        | 258 | 264 | 293 | 321 | 356 |

### （3）交通対策

高齢者など交通弱者の移動手段は、バス、タクシーなどの公共交通機関が重要な役割を果たしており、町としてもその維持、活性化のために一定の支援を行っています。

新庁舎の建設予定地は、主要道路へのアクセスに優れ、生活関連施設や商店街、小清水赤十字病院にも近いため、通院や買物をされる方、特に高齢者にとって利便性の良い地区になります。

町の中心拠点施設であり、にぎわい創出の空間を創る観点からも、地域住民の生活路線として、さらには、観光振興・地域活性化の基盤としても重要な地域交通の要所として、交通対策に必要な機能の整備について検討します。

## 6 日常時も非日常時にも連続的に価値を有した庁舎

新庁舎建設にあたっては、防災拠点施設として整備する設備や機能が災害時にのみ価値を発揮するのではなく、平常時から来庁者や職員などの利用者の役に立つ、また、平常時に利用する設備や機能が災害時にも役に立つことで、防災拠点としての機能をさらに高めるといったような「フェーズフリー」の観点に基づいた施設整備を図ります。

具体的には、災害の察知から復旧・復興まで、災害の発生に伴い直面する各段階に対応した機能の整備を検討します。

### (1) 災害察知・早期警報機能

自然の変化、予報や注意報などによって、迫り来る災害を察知し、知らせるとともに、平常時にも町民や職員に資する機能。

- ・ 自然の光や風を利用することで省エネルギー化を図る一方、自然の変化により災害を察知しやすい環境を整備するなど。

### (2) 発生時対応機能

突発的に発生する災害に対応し、人的・物的・経済的被害を抑制するとともに、平常時にも町民や職員に資する機能。

- ・ 組織変更があっても「ユニバーサルレイアウト<sup>\*</sup>」を採用することで、オフィスコストの抑制や十分な動線を確保する一方、什器の固定化も可能となることから、地震時の人的被害を未然に防ぐなど。

<sup>\*</sup> ユニバーサルレイアウトとは、机やOA機器を均一に配置し、組織変更があっても机など物を動かさずに人が動いて対応するレイアウト方式です。

### (3) 被害評価機能

災害への対応を迅速かつ適切に行うため被害の程度を評価・把握できるとともに、平常時にも町民や職員に資する機能。

- ・ 天井や壁に設備機器や配管のメンテナンス、更新に必要な点検口などを適切に設けることで日常のメンテナンスが容易になる一方、災害発生後の建物や設備の被害状況が掴みやすく、必要な対応策の把握・修繕が容易になるなど。

### (4) 災害対応機能

被災者の救命・救助・救援活動や2次災害を防止できるとともに、平常時にも町民や職員に資する機能。

- ・ 相談室や授乳室、プライバシーに配慮した個室を適切に設けることで来庁者や職員の利便性を向上させる一方、災害発生時には救護室などとしても活用できるなど。

(5) 復旧・復興機能

地域や社会が日常に戻るまでの復旧・復興を支えるとともに、平常時にも町民や職員に資する機能。

- ・ 自然環境と調和した緑地には来庁者が憩いを感じることができ、屋外でのにぎわい創出につながる一方、災害発生時には災害廃棄物の仮置き場として活用するなど。

## 第3章 防災拠点型複合庁舎の規模

### 1. 防災拠点型複合庁舎の規模の算定基礎

#### (1) 計画想定人口

小清水町の人口は減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所によると2040年には約3,300人にまで減少すると見込まれています。

新庁舎建設予定の2020年（令和2年）における推計人口4,675人を計画想定人口とします。

#### (2) 配置を想定する課と職員数

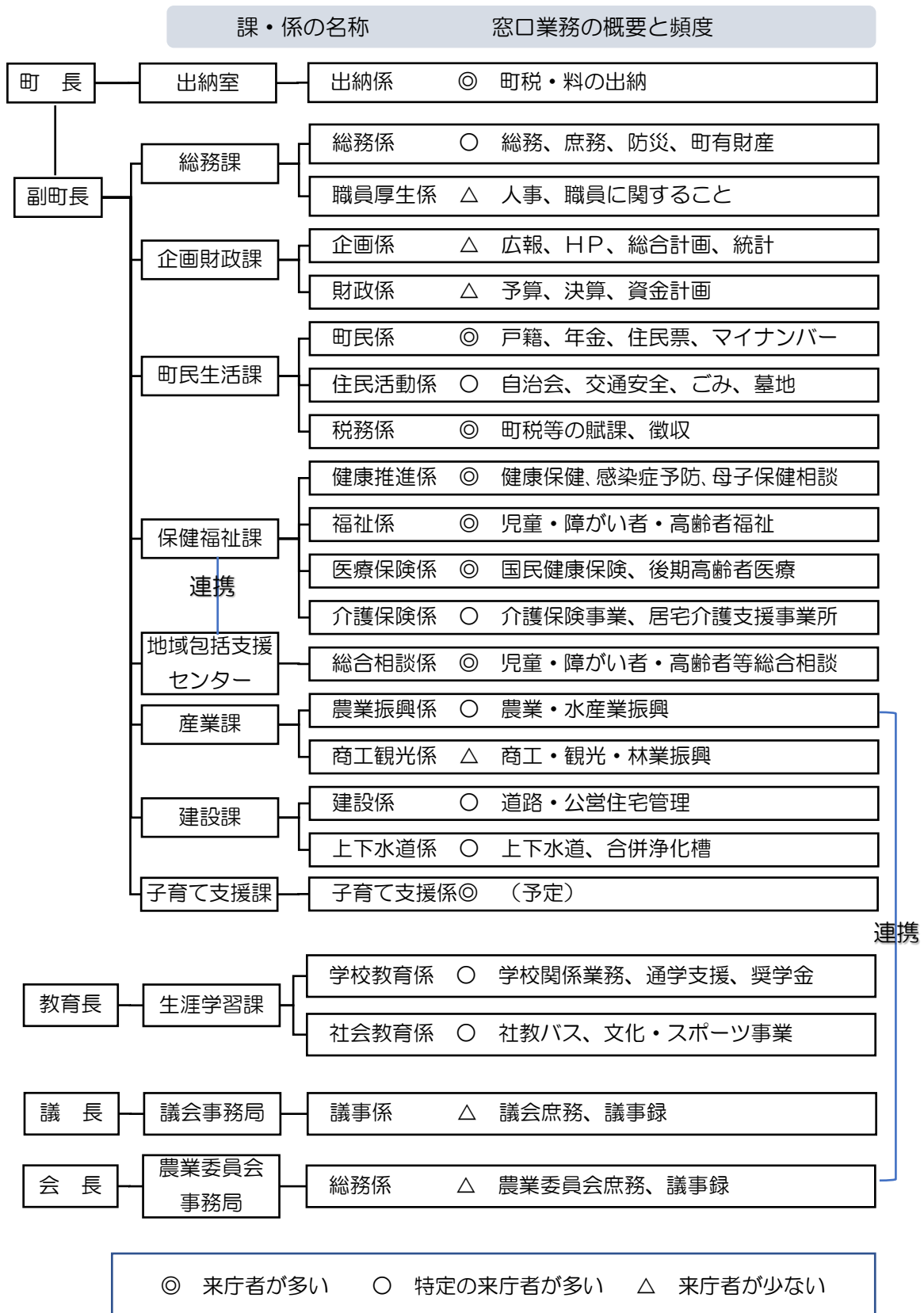
新庁舎の規模算定の基礎となる職員数は、業務が多様化・専門化していく状況の中で、安定した行政サービスを提供していく必要があることから、令和元年10月1日現在の庁舎内配置の職員と嘱託職員等の人数を基本として算出した83人とします。

| 課名等        | 職員 | 嘱託職員等 | 合計 |
|------------|----|-------|----|
| 特別職        | 3  |       | 3  |
| 総務課        | 8  | 1     | 9  |
| 企画財政課      | 7  |       | 7  |
| 町民生活課      | 12 |       | 12 |
| 保健福祉課      | 16 | 1     | 17 |
| 地域包括支援センター | 2  |       | 2  |
| 産業課        | 6  | 1     | 7  |
| 建設課        | 8  | 1     | 9  |
| 子育て支援課（予定） | 2  |       | 2  |
| 出納室        | 2  |       | 2  |
| 生涯学習課      | 8  | 1     | 9  |
| 議会事務局      | 2  |       | 2  |
| 農業委員会事務局   | 1  | 1     | 2  |
| 合計         | 77 | 6     | 83 |

#### (3) 議員定数

小清水町議会の議員定数を定める条例（平成14年条例第28号の1）の規定に基づき定数の10名とします。

## 2. 庁舎内配置計画図



### 3. 防災拠点型複合庁舎の規模の算定

#### 【新庁舎に含める機能】

| 既存施設の名称   | 主な目的   | 面積                   |
|-----------|--|----------------------|
| 役場庁舎      | 総務省基準 2,165.40 m <sup>2</sup><br>国土交通省基準 2,651.96 m <sup>2</sup> | 2,070 m <sup>2</sup> |
| 保健センター    | 検診室、診察室など  | 400 m <sup>2</sup>   |
| 中央公民館     | サークル室、活動室  | 200 m <sup>2</sup>   |
| にぎわいのある空間 | フィットネス、コインランドリー等   | 500 m <sup>2</sup>   |
| 商工会事務所    | 事務室（6名）、相談室  | 130 m <sup>2</sup>   |
| 合 計       |  | 3,300 m <sup>2</sup> |

本計画における新庁舎の規模 おおむね 3,300 m<sup>2</sup>

※ 各機能の面積は、基本設計で決定するため、基本計画では目安になります。

#### 【新庁舎の付帯施設：車庫】

| 既存施設の名称     | 主な目的           | 面積                 | 備考   |
|-------------|----------------|--------------------|------|
| 公用車車庫 NO.2  | D型車庫（9台）       | 308 m <sup>2</sup> | 解体予定 |
| 公用車車庫 NO.3  | 役場横車庫（2台）      | 31 m <sup>2</sup>  | 解体予定 |
| 建設機械車庫 NO.1 | 車庫（5台）、倉庫      | 316 m <sup>2</sup> | 解体予定 |
| 建設機械車庫 NO.2 | 公用車車庫（5台）      | 190 m <sup>2</sup> | 解体予定 |
| 合 計         | 公用車 21台、商工会 1台 | 845 m <sup>2</sup> |      |

※ 公用車の内訳 普通車6台、小型車7台、軽自動車5台、小型貨物4台、軽貨物1台

#### 【新庁舎の付帯施設：倉庫】

| 既存施設の名称     | 主な目的                         | 面積                 | 備考   |
|-------------|------------------------------|--------------------|------|
| 旧ごみゼロ車庫     | 産業課倉庫                        | 57 m <sup>2</sup>  | 解体予定 |
| 旧建設車庫（倉庫部分） | 建設課資材置き場、書庫                  | 160 m <sup>2</sup> | 解体予定 |
| 災害備蓄品倉庫     | 新庁舎に含める                      | —                  | 解体予定 |
| 旧教育委員会書庫    | 新庁舎に含める（230 m <sup>2</sup> ） | —                  | 用途変更 |
| 合 計         |                              | 217 m <sup>2</sup> |      |

#### 【新庁舎の付帯施設：駐車場等】

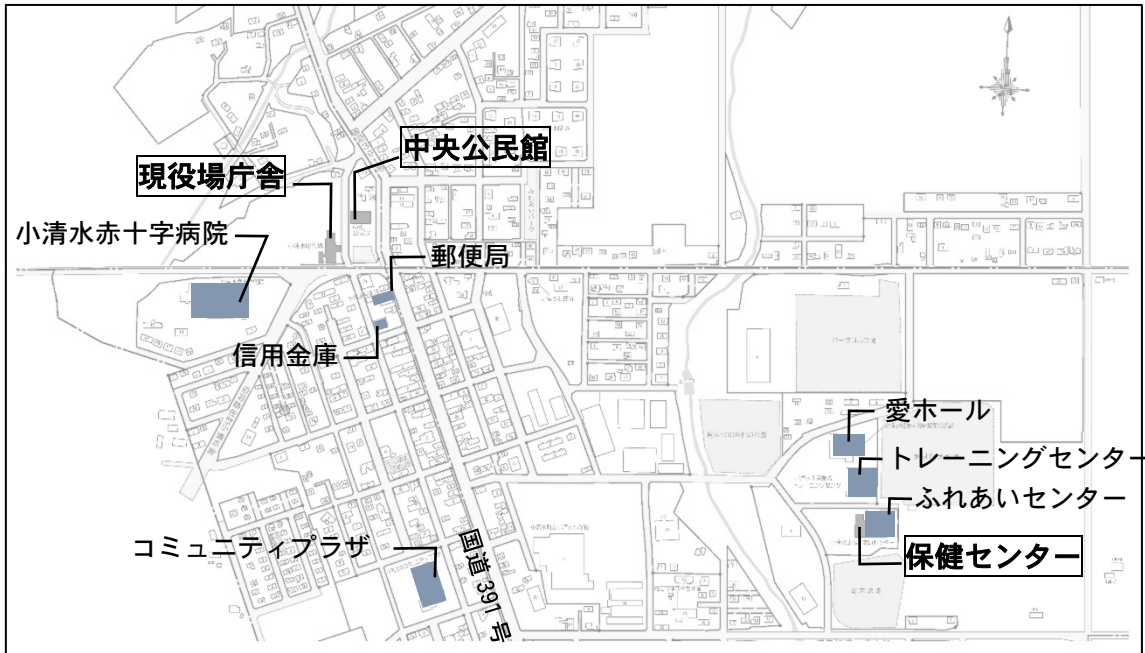
| 既存施設の名称 | 主な目的         | 台数   |
|---------|--------------|------|
| 来庁者駐車場  | うち身障者用駐車場 3台 | 52台  |
| 職員駐車場   |              | 70台  |
| 公用車駐車場  | 商工会 1台含む     | 6台   |
| 合 計     |              | 128台 |
| 駐輪場     | 来庁者、職員用各 10台 | 20台  |



#### 4. 防災拠点型複合庁舎の建設位置

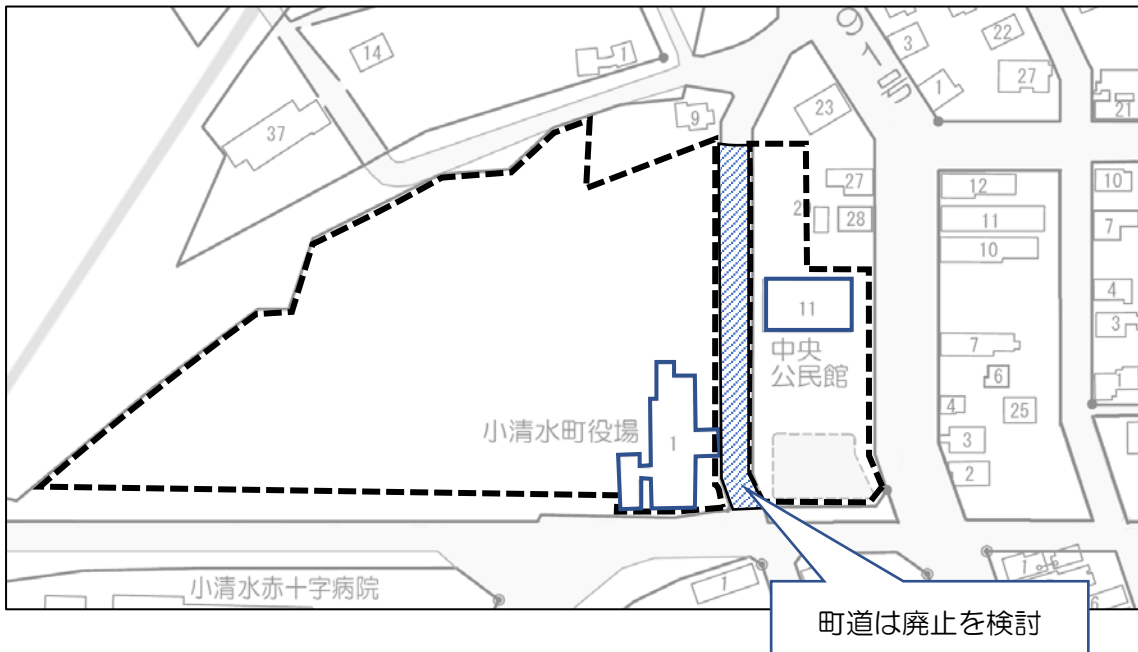
##### (1) 市街地と公共施設の位置

役場庁舎及び中央公民館は、市街中心部に位置し、商店街や銀行、郵便局、また、小清水赤十字病院にも近く利便性の高い場所でもあることから、この先も町のにぎわいや防災の拠点としての役割を担うために、現在の役場庁舎周辺が建設位置として最もふさわしいと考えています。



##### (2) 建設候補地の敷地位置図 敷地面積：約 22,462 m<sup>2</sup>

建設位置については、ゾーニングも含めて基本設計の中で検討・決定します。



## 第4章 事業計画

### 1. 構造計画

建物の構造種別には、鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）、鉄骨造（S造）、木構造（W造）があり、基本設計時に建設工事費や階数、地盤状況などを考慮して、強度、耐久性、防振性能に優れ、設計条件や要求性能に応じた検討を行い、構造種別を決定します。

### 2. 設備計画

冷暖房効率、換気効率を比較検討し、長寿命機器類の積極的な採用、防災、災害対策拠点施設としての機能確保に努めます。

- (1) 省エネルギー対策の徹底
- (2) 自然エネルギーの活用
- (3) 防災対策の充実

### 3. 階構成

住民の利便性を最優先に考え、業務効率性などを考慮した配置を検討します。

全ての行政機能が1階に集約されることが理想ですが、敷地内での配置や庁舎内の動線移動距離、災害対策設備の配置や防災機能などを考慮して1部2階建ても含めて配置を検討します。

#### 【1階】

住民サービスを第一に考え、窓口業務を中心に住民利用の多い部門が隣接する配置とします。特に、高齢者や身体に不自由のある方、妊産婦やベビーカーの利用者など幅広い年齢層で利用が見込まれる部門は1階に配置します。

#### 【2階】

独立性が必要とされる議会や行政管理を中心とする部門の配置とします。

面積制限などで一部の住民サービスを担う部門を配置した場合でも、1階で全ての手続きを済ませられる対応を検討します。

### 4. 概算事業費

防災拠点型複合庁舎建設にあたっては、必要な設備機能などの機能性や効率性を確保することを念頭に全体事業費の縮減のため、建設工事費の抑制やコスト管理を徹底し、財政負担の軽減に努めます。

事業費の算定は、庁舎の位置や規模、設備、にぎわいの創出空間のあり方によって大きく左右されます。今後の「基本設計」作業の中で、より具体的な検討を重ね概算事業費を積算することとなりますが、住民の安全安心につながり、将来に向けて必要とされる

機能整備には積極的に取り組み、一方、変化の必要ない一般的な機能面ではコストと効果を十分検証し、事業費抑制に努めます。

なお、近年整備されている新庁舎の概算工事費は次のとおりで、1㎡当たりの工事費の平均は約50万円になります。

| 施主 | 人口規模  | 構造     | 階数   | 面積 (㎡) | 工事費 (円)       | 単価 (円/㎡) |
|----|-------|--------|------|--------|---------------|----------|
| A町 | 3,100 | RC造    | 地上3階 | 4,500  | 2,276,000,000 | 505,778  |
| B町 | 3,899 | RC造    | 地上2階 | 2,600  | 1,150,000,000 | 442,308  |
| C村 | 881   | S造     | 地上2階 | 1,874  | 1,160,000,000 | 618,997  |
| D町 | 4,748 | RC造+木造 | 地上2階 | 3,240  | 1,600,000,000 | 493,827  |
| E村 | 3,881 | S造     | 地上1階 | 1,700  | 654,000,000   | 384,706  |
| F町 | 5,562 | RC造    | 地上3階 | 2,739  | 1,500,000,000 | 547,645  |
|    |       |        |      |        | 平均値           | 498,877  |

## 5. 財源計画

防災拠点型複合庁舎建設事業の財源は、主に「市町村役場機能緊急保全事業債」や「過疎対策事業債」など国の財政措置のある有利な地方債（借り入れ金）の発行に求めるほか、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」などの省エネルギー・新エネルギー関連の補助制度の活用、その他各種補助制度についても情報収集し、活用できるあらゆる財源の研究に努めます。

地方債の対象外経費など必要な自主財源分については、公共施設整備基金などの各種基金を活用することとし、これら地方債や補助金、基金を中心とした財源計画の検討にあたっては、将来世代に過度な負担を生じさせることなく適正な財政運営が堅持できるよう、財源計画の精査に努めます。

## 6. 設計事業者の選定方法

防災拠点型複合庁舎は、町のにぎわいの中心拠点となり、また、防災拠点として重要な施設と位置づけているため、高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を有し、大胆な空間デザインや意匠を採り入れ、かつ小清水町防災拠点型複合庁舎建設検討委員会などの検討組織の意見を十分反映させ、協議を進めることができる設計事業者を選定することが重要であると考え、これらを総合的に判断して受託者を選定することができる指名型プロポーザル方式を採用します。

なお、事業スケジュールを可能な限り短縮し、事業費の圧縮を考慮して基本設計と実施設設計を一括で発注し、それぞれに業務において工期管理をすることとします。






## 7. 建設工事の発注方法

建設工事の発注については、一般または指名競争入札、あるいは民間の資金・技術的能力を活用した様々な手法について検討を重ねます。

## 8. 事業スケジュール

今後の事業スケジュールについては、この基本計画に基づき、令和2年度から基本設計・実施設計に着手し、令和3、4年度に建設工事、令和5年度当初の新庁舎完成をめざし、供用を開始する計画とし、可能な限り事業スケジュール短縮に向けた努力を続けます。

旧庁舎等の解体、駐車場整備などの外構工事は、建設工事完成後に行う計画とします。

| 項目    | 令和元年度   | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度  | 令和5年度  |
|-------|---|---|---|--|--|
| 基本計画  |  |   |   |  |  |
| 基本設計  |   |  |   |  |  |
| 実施設計  |   |   |  |  |  |
| 建設工事  |   |   |   |  |  |
| 解体・外構 |   |   |   |  |  |